

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に
 基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて
 (報告) 正誤表

2020(令和元)年5月1日に公表いたしました標記の報告につきましては、同月に開催いたしました厚生労働省薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会においてご指摘賜り訂正した箇所があり、その後、一部に誤りが見つかりました。不手際をお詫び申し上げます、これらの訂正箇所を以下のとおりご報告申し上げます。

なお、HP上に掲載する報告内容につきましては、訂正が反映されております。

頁	該当箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
32 頁	別添 4 タイトル	生態の観点からの特定第一種指定化学物質の選定方法	生態 毒性 の観点からの特定第一種指定化学物質の選定方法
36 頁	別添 4 11 行目	「PNEC 3×10^{-4} 」が 2 行に分かれている。	「PNEC 3×10^{-4} 」を 1 行に収める。
	別添 4 別表 4-3 欄外	説明なし	ばく露情報欄「YY」の説明を追記 YY: 複数地点検出
43 頁	別添 5 別表 5-2	記載なし※	1 物質を追記 番号: 1-139 物質名称: (S)-アルファーシア ノ-3-フェノキシベンジル= (1R, 3S)-2, 2-ジメチ ル-3-(1, 2, 2, 2-テト ラブロモエチル)シクロプロパン カルボキシラート 別名: トラロメトリン

※経緯

報告内容をもって答申とされるにあたり、有害性及びばく露基準の判定を再精査したところ、除外候補とされていた1物質について、第二種指定化学物質の候補となるべきであることが判明したことによるもの。